

## 条 例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第二十三号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表幸手警察署の項中「伊坂」の下に「、伊坂北一丁目、伊坂北二丁目、伊坂中央一丁目、伊坂中央二丁目、伊坂南一丁目、伊坂南二丁目、伊坂南三丁目」を、「松永」の下に「、松永一丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。